学校法人昌賢学園寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、学校法人昌賢学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を群馬県前橋市元総社町152番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、国際性 豊かで深い学識をもった資質の高い人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。
 - 一 群馬医療福祉大学 大学院 社会福祉学研究科
 - 二 群馬医療福祉大学 社会福祉学部 社会福祉学科

看護学部 看護学科

リハビリテーション学部 リハビリテーション学科

- 三 群馬医療福祉大学 短期大学部 医療福祉学科
- 四 群馬社会福祉専門学校 社会福祉専門課程
- 五 群馬医療福祉大学附属認定子ども園鈴蘭幼稚園 第3章 役員及び理事会

(役員)

- 第5条 この法人に、次の役員を置く。
 - 一 理事 8人
 - 二 監事 2人
- 2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事 長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

- 第6条 理事は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 群馬医療福祉大学学長
 - 二 評議員のうちから評議員会において選任された者 3人
 - 三 学識経験者(評議員である者を除く)のうちから理事会において選任された 者 4人
- 2 前項第1号及び第2号の理事は、群馬医療福祉大学学長又は評議員の職を退い たときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第7条 監事は、この法人の理事、職員(学長、教員その他の職員を含む、以下同 じ。)、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理 事会において選出した候補者のうちから、評議員の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員の任期)

- 第8条 役員(第6条第1項第1号に掲げる理事を除く、以下この条において同じ。) の任期は、3年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする ことができる。
- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務 (理事長にあっては、その職務を含む。)を行う。

(役員の補充)

第9条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは1 月以内に補充しなければならない。

(役員の解任及び退任)

- 第10条 役員が次の各号の1に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した 理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。
 - 一 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
 - 二 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - 三 職務上の義務に著しく違反したとき。
 - 四 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 役員は次の事由によって退任する。
 - 一 任期の満了
 - 二 辞任
 - 三 死亡
 - 四 私立学校法第三十八条第八項第一号又は第二号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(役員の限定)

第11条 役員のうちには、各役員について、その配偶者又は3親等以内の親族が 1人を超えて含まれてはならない。

(理事長の職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

- 第13条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。 (理事長職務の代理等)
- 第14条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。 (監事の職務)

- 第15条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - 一 この法人の業務を監査すること。
 - 二 この法人の財産の状況を監査すること。
 - 三 この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - 四 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎 会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評 議員会に提出すること。
 - 五 第一号から第三号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - 六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議 員会の招集を請求すること。
 - 七 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理 事会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第六号の請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間 以内の日を理事会又は評議会の日とする理事会又は評議会の招集の通知が発せら れない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議会を招集することがで きる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に 違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行 為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、 当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

- 第16条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。
- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して 理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これ を招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議 に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員 が連名で理事会を招集することができる。
- 9 前条第二項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の 議長は出席理事の互選によって定める。

- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くのほか、理事総数の 過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。た だし、第13項の規定による排斥のため過半数に達しないときは、この限りで はない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、 出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第17条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない 事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理 事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任するこ とができる。

(議事録)

- 第18条 議長は理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事二人以上が署名 押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

- 第19条 この法人に、評議員会を置く。
- 2 評議員会は、19人の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求があった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに 会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決を することができない。ただし、第十二項の規定による除斥のため過半数に達しな いときは、この限りではない。

- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議決について特別の利害関係を有する評議員は、議事に加わることができない。

(議事録)

第20条 第十八条第一項及び第二項の規程は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第二項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

- 第21条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員 会の意見を聴かなければならない。
 - 一 予算及び事業計画
 - 二 事業に関する中期的な計画
 - 三 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及 び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
 - 四 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産 上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給基準
 - 五 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - 六 寄附行為の変更
 - 七 合併
 - 八 目的たる事業の成功の不能による解散
 - 九 寄附金品の募集に関する事項
 - 十 学長、校長及び園長の選任
- 十一 学則の改正
- 十二 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの (評議員会の意見具申等)
- 第22条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の 状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員か ら報告を徴することができる。

(評議員の選任)

- 第23条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。
 - この法人の職員で理事会において推せんされた者のうちから、評議員会において選任した者5人
 - 二 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のもののうちから、 理事会において選任した者 5人

- 三 学識経験者のうちから理事会において選任した者 9人
- 2 前項第一号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員 の職を失うものとする。

(任期)

- 第24条 評議員の任期は、3年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者 の残任期間とすることができる。
- 2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

- 第25条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の 2以上の議 決により、これを解任することができる。
 - 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - 二 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 評議員は次の事由によって退任する。
 - 一 任期の満了
 - 二 辞任
 - 三 死亡

第5章 資産及び会計

(資産)

第26条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

- 第27条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。
- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要す る資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入さ れた財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運 用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第28条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第29条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確 実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金 として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第30条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学料収入、検定料収入 その他の運用財産をもって支弁する。

(会 計)

第31条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

- 第32条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、 理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これ に重要な変更を加えようとするときも、同様とする。
- 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上7年以内において理事会で 定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の三分の二以 上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同 様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第33条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利 の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議 決がなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の 借入金を除く。)についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

- 第34条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を 求めるものとする。
- 2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付及び閲覧)

- 第35条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。)を作成しなければならない。
- 2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等支給の基準及び寄 附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合 を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

- 第36条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅延なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。
 - 一 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届 出をしたとき寄附行為の内容
 - 二 監査報告書を作成したとき当該監査報告書の内容

- 三 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿を作成した ときこれらの書類の内容
- 四 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準 (役員の報酬)
- 第37条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第38条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終 了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第39条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 解散及び合併

(解 散)

- 第40条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。
 - 一 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
 - 二 この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席 した理事の3分の2以上の議決
 - 三 合併
 - 四 破産
 - 五 文部科学大臣の解散命令
- 2 前項第1号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認可を、同項第 2号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認定を受けなければなら ない。

(残余財産の帰属者)

第41条 この法人が解散した場合(合併又は破産によって解散した場合を除く。) における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2 以上の議決により選定した学校法人その他教育の事業を行う公益社団法人若しくは 公益財団法人に帰属する。

(合併)

第42条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の 2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

- 第43条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事 の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。
- 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、 理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け 出なければならない。

第8章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

- 第44条 この法人は、第35条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び 帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。
 - 一 役員及び評議員の名簿及び履歴書
 - 二 収入及び支出に関する帳簿及び証ひよう書類
 - 三 その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は昌賢学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第46条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の 管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

(責任の免除)

第47条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、私立学校法第四十四条の二第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項の規定により免除することができる額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

附則

1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事(理事長) 鈴木 泰三 関口 理事 志 行 篠原 秀吉 理事 理事 清水 始 理事 鈴木 俊 子 利二 理事 島岡 太 田 理事 和彦 理事 野中さか江 大図 軍之丞 監事 島岡 寿美 監事

- 2 この寄附行為は、昭和28年2月18日から施行する。
 - 附目
 - この寄附行為は、昭和31年2月21日から施行する。 附 則
 - この寄附行為は、昭和36年9月26日から施行する。 KH 即
 - この寄附行為は、昭和47年6月15日から施行する。

附則

この寄附行為は、平成元年4月1日から施行する。

附則

この寄附行為は、平成6年11月1日から施行する。

附則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日 (平成7年12月22日) から施行する。

附則

平成13年12月20日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は平成14年4月1日から施行する。

附則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成18年3月31日)から施行する。

附則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成18年11月30日)から施行する。

附則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成20年3月28日)から施行する。

附則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成21年12月 24日)から施行する。

附則

この寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

附即

この寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。

但し、第4条(設置する学校)第3項 群馬医療福祉大学 短期大学部 医療福祉学科について、「医療福祉学科」の名称は、平成27年度入学者より対象とし、名称変更前の「介護福祉学科」の名称は、平成27年度2年生の卒業をもって廃止する。

附則

この寄附行為は、平成29年4月1日から施行する。

附則

令和2年2月20日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

新旧の比	較対照表
新	IH
(設置する学校)	(設置する学校)
第4条 この法人は、前条の目的を達成するた	第4条 この法人は、前条の目的を達成するた
め、次に掲げる学校を設置する。	め、次に掲げる学校を設置する。
一 群馬医療福祉大学	一 群馬医療福祉大学
大学院 社会福祉学研究科	大学院 社会福祉学研究科
二 群馬医療福祉大学	二 群馬医療福祉大学
社会福祉学部 社会福祉学科	社会福祉学部 社会福祉学科
看護学部 看護学科	看護学部 看護学科
リハビリテーション学部	リハビリテーション学部
リハビリテーション学科	リハビリテーション学科
医療技術学部 医療技術学科	(新設)
三 群馬医療福祉大学	三 群馬医療福祉大学
短期大学部 医療福祉学科	短期大学部 医療福祉学科
四 群馬社会福祉専門学校	四 群馬社会福祉専門学校
社会福祉専門課程	社会福祉専門課程
五 群馬医療福祉大学附属認定	五 群馬医療福祉大学附属認定
こども園鈴蘭幼稚園	こども園鈴蘭幼稚園
附則	
この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(令	
和 年 月 日)から施行する。	

様式第4号その1(第11条関係)

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

	設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類											
区		分	年	度	平成29 年度	平成30 年度	令和 元 年度	開設年度の前年度	開設年度	令和 4 年度	令和 5 年度	合 計
		校		地	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
					10,000	86,799	0	22,087	0	0	0	118,886
		(うち	5 造 成	費)				(9,900)				
設	施	基	準	内	0	3,000	10,800	1,072,617	0	0	0	1,086,417
置	設	基	準	外	0	0	0	0	0	0	0	0
設置経費		図		書	0	0	0	13,300	0	0	0	13,300
	設	教		具								
	備	校		具								
		備		品	0	0	0	599,390	0	0	0	599,390
		小		計	0	0	0	599,390	0	0	0	599,390
新設校	のほ	開設年	度の経	常経費					I			
合				計	10,000	89,799	10,800	1,707,394	0	0	0	1,817,993

既設	施	基	準	内	57,871 千円
校	設	基	準	外	0 千円
既設校からの転共用		図		書	50,330 千円
共用	設備	教具	·校具·	備品	499 千円

	設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類						
区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法					
施設拡充引当特定資産	1,500,000 千円	平成30年度までに学納金等事業活動収入から積立てられた施設拡充引き当特定預金 2,950,000千円のうち1,500,000千円を財源に充当					
現金預金	317,993 千円	平成29年度までに学納金等事業活動収入から積立てられた現金預金から10,000千円(校地代金)を支出し、平成30年度までに学納金等事業活動収入から89,799千円(校地代金86,799千円設計管理料3000千円)を支出し、令和元年度までに学納金等事業活動収入から設計管理料残額10,800千円を支出し、その残1,457,349千円のうち、207,394千円を財源に充当					
合 計	1,817,993 千円						

財産目録総括表

	 +	00 F F -	A 18 =	<i>5</i>		=± n+
年度	平 成;	30 年 度 末	令和 元	年 度 末	申	請時
科目	(開設年度か	ら3年前の年度)	(開設年度の	D前々年度)	(令和2年3月31日)	
一 基本財産		4,056,320 千円		3,961,843 千円		3,961,843 千円
年度	平 成:	30 年 度 末	令和 元	年 度 末	申	請時
科目	(開設年度か	ら3年前の年度)	(開設年度 <i>0</i>	D前々年度)	(令和2	2年3月31日)
二運用財産		4,377,151 千円		4,480,544 千円		4,480,544 千円
三 負 債 額		440,647 千円		453,672 千円		453,672 千円
1. 固 定 負 債		39,935 千円		59,779 千円		59,779 千円
2. 流 動 負 債		400,712 千円		393,893 千円		393,893 千円
四 基本財産+運用財産		8,433,471 千円		8,442,387 千円		8,442,387 千円
五 純資産(四-三)		7,992,825 千円		7,988,715 千円		7,988,715 千円

貸借対照表

令和2年3月31日

(単位 円)

			(単位 口)
資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増減
固 定 資 産	6,943,066,992	7,036,260,857	\triangle 93,193,865
有 形 固 定 資 産	3,960,865,084	4,053,940,086	$\triangle 93,075,002$
特 定 資 産	2,977,162,500	2,977,162,500	0
その他の固定資産	5,039,408	5,158,271	△ 118,863
流動資産	1,499,320,016	1,397,210,630	102,109,386
資産の部合計	8,442,387,008	8,433,471,487	8,915,521
負債の部			
科目	本年度末	前年度末	増減
固 定 負 債	59,779,180	39,934,860	19,844,320
流 動 負 債	393,892,866	400,712,073	△ 6,819,207
負債の部合計	453,672,046	440,646,933	13,025,113
純資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増減
基本金	7,145,128,271	7,112,409,805	32,718,466
第 1 号 基 本 金	7,022,658,271	6,989,939,805	32,718,466
第 4 号 基 本 金	122,470,000	122,470,000	0
繰越収支差額	843,586,691	880,414,749	$\triangle 36,828,058$
翌年度繰越収支差額	843,586,691	880,414,749	△ 36,828,058
純資産の部合計	7,988,714,962	7,992,824,554	\triangle 4,109,592
負債及び純資産の部合計	8,442,387,008	8,433,471,487	8,915,521

(用紙 日本工業規格A4横型) 事業計画及びこれに伴う予算書

事業計画

1 施設又は設備の整備計画

年 度	事 項	事 業 規 模 等	実 施 時 期	備考
	図書購入	図書 500冊	令和2年9月整備予定	社会福祉学部·大学院·短期大学部図書購入
	教育備品購入	教育備品 50点	令和2年10月整備予定	社会福祉学部·大学院·短期大学部教育備品購入
	機器購入	その他機器 5点	令和2年12月整備予定	社会福祉学部・大学院・短期大学部その他機器購入
	前橋キャンパス建物・構築物・修繕	看板・駐車場その他	令和3年3月整備予定	社会福祉学部・大学院・短期大学部の駐車場整備
	前橋キャンパス修繕	窓ガラス修繕その他	令和2年10月整備予定	社会福祉学部·大学院·短期大学部建物修繕
	パソコンソフト購入	学生サポート管理・ソフト	令和2年10月整備予定	社会福祉学部・大学院・短期大学部ソフト購入
	図書電子ジャーナル購入	医療系電子ジャーナル購入	令和2年9月整備予定	社会福祉学部・大学院・短期大学部図書ジャーナル購入
	学生への配布図書作成	就職案内•指導教本作成	令和2年10月整備予定	社会福祉学部·大学院·短期大学部図書作成
	図書購入	図書 600冊	令和2年9月整備予定	看護学部図書購入
	教育備品購入	教育備品 70点	令和2年10月整備予定	看護学部教育備品購入
	機器購入	その他機器 7点	令和2年12月整備予定	看護学部その他機器購入
	藤岡キャンパス建物・構築物・修繕	看板その他	令和2年10月整備予定	看護学部建物・構築物・修繕
	パソコンソフト購入	学生サポート管理・ソフト	令和2年10月整備予定	看護学部ソフト購入
	調査分析及び報告書委託	産学官連携事業(学生教職員が研究参加)	令和3年3月整備予定	看護学部調査分析及び報告書委託
	図書電子ジャーナル購入	医療系電子ジャーナル購入	令和2年9月整備予定	看護学部図書ジャーナル購入
	学生への配布図書作成	就職案内•指導教本作成	令和2年10月整備予定	看護学部図書作成
	図書購入	図書 500冊	令和2年9月整備予定	リハビリテーション学部図書購入
	教育備品購入	教育備品 60点	令和2年10月整備予定	リハピリテーション学部教育備品購入
令和	機器購入	その他機器 5点	令和2年12月整備予定	リハビリテーション学部その他機器購入
ੵੵਜ਼ 2年度	本町キャンパス構築物	看板その他	令和2年10月整備予定	リハビリテーション学部構築物
2十尺	パソコンソフト購入	学生サポート管理・ソフト	令和2年10月整備予定	リハピリテーション学部ソフト購入
	調査分析及び報告書委託	産学官連携事業(学生教職員が研究参加)	令和2年10月整備予定	リハビリテーション学部調査分析及び報告書委託
	図書電子ジャーナル購入	医療系電子ジャーナル購入	令和2年9月整備予定	リハビリテーション学部図書ジャーナル購入
	学生への配布図書作成	就職案内•指導教本作成		リハビリテーション学部図書作成
	図書購入(新設学部用)	図書1,325冊 雑誌22種	令和2年12月整備予定	医療技術学部図書購入
	教具購入(新設学部用)	1,346点	令和3年3月整備予定	医療技術学部設置教具購入
	校具購入(新設学部用)	1,593点	令和3年3月整備予定	医療技術学部設置校具購入
	備品購入(新設学部用)	739点	令和3年3月整備予定	医療技術学部設置備品購入
	建物新築工事(新設学部)	医療技術学部建物新築工事	令和3年3月整備予定	前橋市川曲町195番地 他
	図書購入	図書 80冊	令和2年10月整備予定	専門学校図書購入
	実験設備他購入	介護用品ベッド他	令和2年12月整備予定	専門学校実験設備他購入
	その他機器購入	テーブル他	令和2年12月整備予定	専門学校その他機器購入
	パソコンソフト購入	図書管理ソフト購入	令和2年10月整備予定	専門学校ソフト購入
	学生への配布図書作成	就職案内•指導教本作成	令和2年10月整備予定	専門学校図書作成
	建物•構築物	看板その他	令和2年10月整備予定	専門学校建物・構築物
	図書購入	図書 10冊	令和2年10月整備予定	幼稚園図書購入
	遊具他購入	遊具すべり台他	令和2年10月整備予定	幼稚園遊具他購入
	その他機器備品	椅子その他 5台	令和2年10月整備予定	幼稚園その他機器備品
	パソコンソフト購入	図書管理ソフト購入	令和2年10月整備予定	幼稚園ソフト購入

年 度	事 項	事 業 規 模 等	実 施 時 期	備考
	図書購入	図書 400冊	令和3年9月整備予定	社会福祉学部·大学院·短期大学部図書購入
	教育備品購入	教育備品 40点	令和3年10月整備予定	社会福祉学部·大学院·短期大学部教育備品購入
	機器購入	その他機器 6点	令和3年10月整備予定	社会福祉学部・大学院・短期大学部その他機器購入
	前橋キャンパス建物・構築物・修繕	太陽光パネル・看板・その他	令和4年3月整備予定	社会福祉学部・大学院・短期大学部・太陽光パネル設置
	機器備品購入	プロジェクター他AV機器	令和3年10月整備予定	社会福祉学部・大学院・短期大学部機器備品購入
	調査分析及び報告書委託	産学官連携事業(学生教職員が研究参加)	令和3年10月整備予定	社会福祉学部・大学院・短期大学部調査分析及び報告書委託
	図書電子ジャーナル購入	医療系電子ジャーナル購入	令和3年9月整備予定	社会福祉学部・大学院・短期大学部図書ジャーナル購入
	学生への配布図書作成	就職案内•指導教本作成	令和3年10月整備予定	社会福祉学部·大学院·短期大学部図書作成
	図書購入	図書 500冊	令和3年9月整備予定	看護学部図書購入
	教育備品購入	教育備品 60点	令和3年10月整備予定	看護学部教育備品購入
	その他機器購入	その他機器 10点	令和3年10月整備予定	看護学部その他機器購入
	藤岡キャンパス建物・構築物・修繕	看板その他	令和4年3月整備予定	看護学部建物・構築物
	図書電子ジャーナル購入	医療系電子ジャーナル購入	令和3年9月整備予定	看護学部図書ジャーナル購入
	学生への配布図書作成	就職案内•指導教本作成	令和3年10月整備予定	看護学部図書作成
	図書購入	図書 500冊	令和3年9月整備予定	リハビリテーション学部図書購入
	教育備品購入	教育備品 50点	令和3年10月整備予定	リハビリテーション学部教育備品購入
	その他機器購入	その他機器 5点	令和3年10月整備予定	リハビリテーション学部その他機器購入
令和	本町キャンパス構築物	看板その他	令和4年3月整備予定	リハビリテーション学部構築物
3年度	機器備品購入	プロジェクター他AV機器	令和3年10月整備予定	リハビリテーション学部機器備品購入
	図書電子ジャーナル購入	医療系電子ジャーナル購入	令和3年9月整備予定	リハビリテーション学部図書ジャーナル購入
	学生への配布図書作成	就職案内•指導教本作成	令和3年10月整備予定	リハビリテーション学部図書作成
	図書購入	図書 500冊	令和3年10月整備予定	医療技術学部図書購入
	備品購入	教育備品購入	令和3年12月整備予定	医療技術学部備品購入
	学生への配布図書作成	就職案内•指導教本作成	令和3年10月整備予定	医療技術学部図書作成
	図書電子ジャーナル購入	医療系電子ジャーナル購入	令和3年10月整備予定	医療技術学部図書ジャーナル購入
	図書購入	図書 80冊	令和3年10月整備予定	専門学校図書購入
	実験設備他購入	介護用品ベッド他	令和3年12月整備予定	専門学校実験設備他購入
	その他機器購入	テーブル他	令和3年12月整備予定	専門学校その他機器購入
	パソコンソフト購入	図書管理ソフト購入	令和3年10月整備予定	専門学校ソフト購入
	学生への配布図書作成	就職案内•指導教本作成	令和3年10月整備予定	専門学校図書作成
	建物•構築物	看板その他	令和3年10月整備予定	専門学校建物·構築物
	図書購入	図書 10冊	令和3年10月整備予定	幼稚園図書購入
	遊具他購入	遊具すべり台他	令和3年10月整備予定	幼稚園遊具他購入
	その他機器備品	椅子その他 5台	令和3年10月整備予定	幼稚園その他機器備品
	パソコンソフト購入	図書管理ソフト購入	令和3年10月整備予定	幼稚園ソフト購入
	機器備品修繕	椅子その他修理交換	令和3年10月整備予定	幼稚園機器備品修繕

年 度	事 項	事 業 規 模 等	実 施 時 期	備 考
	図書購入	図書 400冊	令和4年9月整備予定	社会福祉学部·大学院·短期大学部図書購入
	教育備品購入	教育備品 50点	令和4年10月整備予定	社会福祉学部·大学院·短期大学部教育備品購入
	その他機器購入	その他機器 5点	令和4年10月整備予定	社会福祉学部・大学院・短期大学部その他機器購入
	前橋キャンパス建物・構築物・修繕	掲示板修繕その他	令和4年9月整備予定	社会福祉学部·大学院·短期大学部建物修繕
	前橋キャンパス建物改修	改修工事(体育館改修)	令和5年3月整備予定	社会福祉学部・大学院・短期大学部建物・構築物修繕
	図書電子ジャーナル購入	医療系電子ジャーナル購入	令和4年9月整備予定	社会福祉学部・大学院・短期大学部図書ジャーナル購入
	学生への配布図書作成	就職案内•指導教本作成	令和4年9月整備予定	社会福祉学部・大学院・短期大学部図書作成
	図書購入	図書 500冊	令和4年9月整備予定	看護学部図書購入
	教育備品購入	教育備品 50点	令和4年10月整備予定	看護学部教育備品購入
	その他機器購入	その他機器 5点	令和4年10月整備予定	看護学部その他機器購入
	藤岡キャンパス建物・構築物・修繕	太陽光パネル・看板・その他	令和5年3月整備予定	看護学部建物・構築物
	図書電子ジャーナル購入	医療系電子ジャーナル購入	令和4年10月整備予定	看護学部図書ジャーナル購入
	学生への配布図書作成	就職案内•指導教本作成	令和4年9月整備予定	看護学部図書作成
	図書購入	図書 500冊	令和4年9月整備予定	リハピリテーション学部図書購入
	教育備品購入	教育備品 50点	令和4年10月整備予定	リハビリテーション学部教育備品購入
	その他機器購入	その他機器 5点	令和4年10月整備予定	リハビリテーション学部その他機器購入
令和	本町キャンパス構築物	看板その他	令和4年9月整備予定	リハビリテーション学部構築物
4年度	部機器備品購入	プロジェクター他AV機器	令和4年10月整備予定	リハビリテーション学部機器備品購入
	パソコンソフト購入	学生サポート管理・ソフト	令和4年10月整備予定	リハヒ [*] リテーション学部ソフト購入
	調査分析及び報告書委託	産学官連携事業(学生教職員が研究参加)	令和4年10月整備予定	リハビリテーション学部調査分析及び報告書委託
	図書電子ジャーナル購入	医療系電子ジャーナル購入	令和4年10月整備予定	リハビリテーション学部図書ジャーナル購入
	学生への配布図書作成	就職案内•指導教本作成	令和4年9月整備予定	リハビリテーション学部図書作成
	図書購入	図書 500冊	令和4年10月整備予定	医療技術学部図書購入
	備品購入	教育備品購入	令和4年12月整備予定	医療技術学部備品購入
	学生への配布図書作成	就職案内•指導教本作成	令和4年9月整備予定	医療技術学部図書作成
	図書購入	図書 80冊	令和4年10月整備予定	専門学校図書購入
	実験設備他購入	介護用品ベッド他	令和4年12月整備予定	専門学校実験設備他購入
	その他機器購入	テーブル他	令和4年12月整備予定	専門学校その他機器購入
	学生への配布図書作成	就職案内•指導教本作成	令和4年9月整備予定	専門学校図書作成
	建物·構築物	看板その他	令和2年10月整備予定	専門学校建物・構築物
	図書購入	図書 10冊	令和4年10月整備予定	幼稚園図書購入
	遊具他購入	遊具すべり台他	令和4年10月整備予定	幼稚園遊具他購入
	その他機器備品	椅子その他 5台	令和4年10月整備予定	幼稚園その他機器備品
	機器備品修繕	椅子その他修理交換	令和4年10月整備予定	幼稚園機器備品修繕

年 度	事 項	事 業 規 模 等	実 施 時 期	備考
	図書購入	図書 400冊	令和5年9月整備予定	社会福祉学部·大学院·短期大学部図書購入
	教育備品購入	教育備品 50点	令和5年10月整備予定	社会福祉学部・大学院・短期大学部教育備品購入
	その他機器購入	その他機器 5点	令和5年10月整備予定	社会福祉学部・大学院・短期大学部その他機器購入
	前橋キャンパス建物・構築物・修繕	修繕・その他	令和5年10月整備予定	社会福祉学部・大学院・短期大学部建物・構築物
	図書電子ジャーナル購入	医療系電子ジャーナル購入	令和5年9月整備予定	社会福祉学部・大学院・短期大学部図書ジャーナル購入
	学生への配布図書作成	就職案内•指導教本作成	令和5年9月整備予定	社会福祉学部・大学院・短期大学部図書作成
	図書購入	図書 500冊	令和5年9月整備予定	看護学部図書購入
	教育備品購入	教育備品 50点	令和5年10月整備予定	看護学部教育備品購入
	その他機器購入	その他機器 5点	令和5年10月整備予定	看護学部その他機器購入
	藤岡キャンパス建物・構築物・修繕	修繕・その他	令和5年10月整備予定	看護学部建物・構築物
	図書電子ジャーナル購入	医療系電子ジャーナル購入	令和5年9月整備予定	看護学部図書ジャーナル購入
	学生への配布図書作成	就職案内•指導教本作成	令和5年9月整備予定	看護学部図書作成
	図書購入	図書 500冊	令和5年9月整備予定	リハビリテーション学部図書購入
	教育備品購入	教育備品 50点	令和6年3月整備予定	リハビリテーション学部教育備品購入
	その他機器購入	その他機器 5点	令和5年10月整備予定	リハビリテーション学部その他機器購入
令和	本町キャンパス構築物	看板その他	令和5年10月整備予定	リハビリテーション学部構築物
5年度	図書電子ジャーナル購入	医療系電子ジャーナル購入	令和5年10月整備予定	リハビリテーション学部図書ジャーナル購入
	学生への配布図書作成	就職案内•指導教本作成	令和5年9月整備予定	リハビリテーション学部図書作成
	図書購入	図書 500冊	令和5年9月整備予定	医療技術学部図書購入
	備品購入	教育備品購入	令和5年12月整備予定	医療技術学部備品購入
	学生への配布図書作成	就職案内•指導教本作成	令和5年9月整備予定	医療技術学部図書作成
	図書購入	図書 80冊	令和5年9月整備予定	専門学校図書購入
	実験設備他購入	介護用品ベッド他	令和5年12月整備予定	専門学校実験設備他購入
	その他機器購入	テーブル他	令和5年12月整備予定	専門学校その他機器購入
	パソコンソフト購入	図書管理ソフト購入	令和5年10月整備予定	専門学校ソフト購入
	図書作成	就職案内•指導教本作成	令和5年9月整備予定	専門学校図書作成
	建物•構築物	その他	令和5年10月整備予定	専門学校建物·構築物
	図書購入	図書 10冊	令和5年9月整備予定	幼稚園図書購入
	遊具他購入	遊具すべり台他	令和5年10月整備予定	幼稚園遊具他購入
	その他機器備品	椅子その他 5台	令和5年10月整備予定	幼稚園その他機器備品
	パソコンソフト購入	図書管理ソフト購入	令和5年10月整備予定	幼稚園ソフト購入
	機器備品修繕	椅子その他修理交換	令和5年10月整備予定	幼稚園機器備品修繕

年 度	事 項	事 業 規 模 等	実 施 時 期	備 考
	図書購入	図書 500冊	令和6年9月整備予定	社会福祉学部·大学院·短期大学部図書購入
	教育備品購入	教育備品 50点 ・パソコン入れ替え	令和7年3月整備予定	社会福祉学部·大学院·短期大学部教育備品購入
	その他機器購入	その他機器 5点	令和6年10月整備予定	社会福祉学部・大学院・短期大学部その他機器購入
	前橋キャンパス構築物・修繕	看板その他	令和6年10月整備予定	社会福祉学部・大学院・短期大学部建物・構築物
	建物修繕	掲示板修繕その他	令和6年10月整備予定	社会福祉学部·大学院·短期大学部建物修繕
	パソコンソフト購入	学生サポート管理・ソフト	令和6年10月整備予定	社会福祉学部・大学院・短期大学部ソフト購入
	図書電子ジャーナル購入	医療系電子ジャーナル購入	令和6年9月整備予定	社会福祉学部・大学院・短期大学部図書ジャーナル購入
	学生への配布図書作成	就職案内•指導教本作成	令和6年9月整備予定	社会福祉学部・大学院・短期大学部図書作成
	看護学部図書購入	図書 400冊	令和6年9月整備予定	看護学部図書購入
	看護学部教育備品購入	教育備品 50点 ・パソコン入れ替え	令和7年3月整備予定	看護学部教育備品購入
	看護学部その他機器購入	その他機器 5点	令和6年10月整備予定	看護学部その他機器購入
	藤岡キャンパス建物・構築物・修繕	看板その他	令和6年10月整備予定	看護学部建物・構築物
	図書電子ジャーナル購入	医療系電子ジャーナル購入	令和6年9月整備予定	看護学部図書ジャーナル購入
	学生への配布図書作成	就職案内•指導教本作成	令和6年9月整備予定	看護学部図書作成
	図書購入	図書 400冊	令和6年9月整備予定	リハビリテーション学部図書購入
令和	教育備品購入	教育備品 50点	令和6年10月整備予定	リハビリテーション学部教育備品購入
□ □ 和 6年度	その他機器購入	その他機器 5点	令和6年10月整備予定	リハビリテーション学部その他機器購入
0 千戊	本町キャンパス構築物	看板その他	令和6年10月整備予定	リハビリテーション学部構築物
	図書電子ジャーナル購入	医療系電子ジャーナル購入	令和6年9月整備予定	リハビリテーション学部図書ジャーナル購入
	学生への配布図書作成	就職案内•指導教本作成	令和6年9月整備予定	リハビリテーション学部図書作成
	図書購入	図書 300冊	令和6年9月整備予定	医療技術学部図書購入
	備品購入	教育備品購入	令和6年12月整備予定	医療技術学部備品購入
	学生への配布図書作成	就職案内•指導教本作成	令和6年9月整備予定	医療技術学部図書作成
	図書購入	図書 80冊	令和6年9月整備予定	専門学校図書購入
	実験設備他購入	介護用品ベッド他	令和6年12月整備予定	専門学校実験設備他購入
	その他機器購入	テーブル他	令和6年12月整備予定	専門学校その他機器購入
	図書作成	就職案内•指導教本作成	令和6年9月整備予定	専門学校図書作成
	建物・構築物	看板その他	令和6年10月整備予定	専門学校建物·構築物
	図書購入	図書 10冊	令和6年9月整備予定	幼稚園図書購入
	遊具他購入	遊具すべり台他	令和6年10月整備予定	幼稚園遊具他購入
	その他機器備品	椅子その他 5台	令和6年10月整備予定	幼稚園その他機器備品
	ソフト購入	図書管理ソフト購入	令和6年10月整備予定	幼稚園ソフト購入
	機器備品修繕	椅子その他修理交換	令和6年10月整備予定	幼稚園機器備品修繕

様式第10号その1(第12条関係)

資 金 収 支 予 算 決 算 総 括 表

(収入の部) (単位 千円)

年 度	開設年度	開設2年目	開設3年目	完成年度
科目	新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
学生生徒納付金収入	148,000	270,450	391,350	512,250
手数料収入	2,350	2,100	3,400	4,700
寄付金収入	0	0	0	0
補助金収入	0	0	0	0
資産売却収入	0	0	0	0
付随事業·収益事業収入	2,500	5,000	7,500	10,000
受取利息·配当金収入	0	0	0	0
雑収入	250	1,000	750	1,000
借入金等収入	0	0	0	0
前受金収入	0	0	0	0
その他の収入	0	0	0	0
資金収入調整勘定	0	0	0	0
前年度繰越支払資金	0	0	0	0
収入の部合計	153,100	278,550	403,000	527,950

(支出の部) (単位 千円)

	年 度	開 設	年 度	開設2年目	開設3年目	完成年度	
科目	<u></u>	新設村	校分	新設校分	新設校分	新設校分	
人件費支出		23	36,092	313,240	328,093	327,893	
教育研究経費支出			15,350	22,100	27,450	32,950	
管理経費支出		2	20,660	23,560	24,610	25,460	
借入金等利息支出			0	0	0		
借入金等返済支出			0	0	0		
施設関係支出			0	0	0		
設備関係支出			0	0	0		
資産運用支出			0	0	0		
その他の支出			0	0	0		
〔 予備費 〕			1,000	1,000	1,000	1,000	
資金支出調整勘定			0	0	0		
翌年度繰越支払資金			0	0	0		
支出の部合計	†	2	73,102	359,900	381,153	387,303	

様式第10号その2(第12条関係)

事業活動収支予算決算総括表

(単位 千円)

	_	年 度	開設年度	開設2年目	開設3年目	完成年度			
科	E		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分			
教育活動収支		学生生徒等納付金	148,000	270,450	391,350	512,250			
		手数料	2,350	2,100	3,400	4,700			
	収	寄付金	0	0	0	0			
		経常費等補助金	0	0	0	0			
	入	付随事業収入	2,500	5,000	7,500	10,000			
		雑収入	250	1,000	750	1,000			
		教育活動収入 計	153,100	278,550	403,000	527,950			
		人件費	236,092	313,240	328,093	327,893			
	支	教育研究経費	85,350	92,100	97,450	102,950			
		管理経費	24,660	27,560	28,610	28,460			
	出	徴収不能額等							
		教育活動支出 計	346,102	432,900	454,153	459,303			
		教育活動収支差額	-193,002	-154,350	-51,153	68,647			
	ılπ	受取利息•配当金	0	0	0	0			
	収入	その他の教育活動外収入							
	^	教育活動外収入 計	0	0	0	0			
1動外収支	+	借入金等利息	0	0	0	0			
	支出	その他の教育活動外支出	0	0	0	0			
	1	教育活動外支出 計	0	0	0	0			
	教育活動外収支差額		0	0	0	0			
	経常収支差額		-193,002	-154,350	-51,153	68,647			
	ılπ	資産売却差額	0	0	0	0			
	収入	その他の特別収入							
特別		特別収入 計	0	0	0	0			
山坝	+	資産処分差額	0	0	0	0			
支	支出	その他の特別支出	0	0	0	0			
	1	特別支出 計	0	0	0	0			
	特別収支差額		0	0	0	0			
[]	5備費	劃	1,000	1,000	1,000	1,000			
基本	基本金組入前当年度収支差額		-194,002	-155,350	-52,153	67,647			
基本金組入額合計		0	0	0	0				
当年度収支差額		-194,002	-155,350	-52,153	67,647				
前年度繰越収支差額			-194,002	-349,352	-401,505				
基本	基本金取崩額								
翌年度繰越収支差額		-194,002	-349,352	-401,505	-333,858				
(参	(参考)								
事業活動収入 計			153,100	278,550	403,000	527,950			
事業	事業活動支出 計		347,102	433,900	455,153	458,303			